

平成30年(2018年)6月29日

姫路市立小中学校適正規模・適正配置審議会 会長 様

姫路市教育委員会



姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の策定について（諮問）

姫路市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例（平成30年姫路市条例第3号）に基づき、市立小・中学校の望ましい学校規模及び将来における適正配置に関する姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（以下「基本方針」という。）の策定についての審議を求めます。

【諮問の趣旨】

今後、更に進むと予想される少子化、家庭及び地域社会における子供の社会性育成機能の低下などを背景として、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点を踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応が求められている。

義務教育段階の学校については、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要である。そうした教育を十全に行うためには、一定の児童生徒の集団規模が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられる。

本市においては、平成30年度の児童生徒数は昭和57年度の約55%と、約36,000人減少し、これと同様に、学校の規模、つまり1学校当たりの学級数についても減少傾向にある。その一方で、30クラスを超える大きな規模の学校が存在している。

平成27年1月、国が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に、これまで、教育委員会事務局において、国の動向や本市の状況を踏まえながら、学校規模による課題やその対応策について調査・検討を行ってきたところである。

この検討を経て、本市においても、教育的な視点から、少子化に対応した活力ある学校づくりに向け、市立小・中学校の望ましい学校規模及び将来における適正配置に関する基本方針を策定する必要があると考えた。

そこで、教育委員会として姫路市総合計画及び姫路市教育振興基本計画等との整合を図りながら基本方針を策定するに当たって、意見を求めるものである。